

公益財団法人高知県農業公社 農地中間管理事業規程

(総則)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第4条により農地中間管理機構として指定された公益財団法人高知県農業公社（以下「機構」という。）が、法に規定する農地中間管理事業の業務の実施に関し必要な事項を定める。

(農地中間管理事業の推進体制)

第2条 機構は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。

2 機構は、農地集積推進支援契約職員（以下「推進支援員」という。）を地域別に配置し、市町村が地域計画を策定する際には、農業者等の協議の場（基盤法第18条第1項の協議の場をいう。）に積極的に参加するとともに、地域計画の策定に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行う。

3 機構は、法第19条の規定による市町村等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請（以下「農業委員会の要請」という。）を活用しつつ、推進支援員による現場での調整活動を積極的に行い、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域)

第3条 機構は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。

2 地域計画の区域外においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除く。）を除き農地中間管理事業を実施することができる。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第4条 機構は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理権を取得するものとする。

(1) 地域計画の区域内の農用地等

地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に資するよう、目標地区の実現に向けて農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が、目標地区において「今後検討等」とされているなど、農用地等の借受を希望する者（以下「借受希望者」という。）が明確でない場合はこの限りでない。

(2) 地域計画の区域外の農用地等

地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受希望者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

2 機構は、前項にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

(1) 農業委員会による利用状況調査（農地法第30条）において、再生利用が困難と判定されている荒廃農地

(2) 用排水路又は施設や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていない農地

(3) その他、借受希望者に貸付けることができる可能性が著しく低いと認められる農用地等

(農地中間管理権の取得の方法)

第5条 機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、市町村や農業委員会の関係機関と連携して、地域計画の区域内の農用地等の所有者等（以下「所有者」という。）に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行うほか、所有者からの申出に応じて協議を行い、その意向を踏まえた上で、権利設定に当たっての具体的な内容の協議を行うものとする。

2 機構は、地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出により行うものとする。

3 農地中間管理権の期間については、地域計画を考慮し所有者及び借受希望者と協議のうえ、原則5年以上となるように配慮するものとする。ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等は、協議により短期（3年以上）の借受けを行うことができる。

4 機構は、利用意向調査（農地法第32条及び33条）によって機構への貸付けの意向が示され、又は機構と協議すべき旨の勧告（同法第36条）を受けた遊休農地について、遊休化の解消により貸付けが見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者に対して必要な

措置を講ずることを促すとともに、農地中間管理権の裁定に係る申請（同法第 37 条）を検討するものとする。

- 5 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

（農用地等の貸付けを行う方法）

第 6 条 機構は、地域計画の区域内の農用地等において、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、市町村、農業委員会の意向を踏まえ、基盤法第 19 条第 3 項により農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等の貸付けを行うことを基本とする。

ただし、市町村又は農業委員会が、農業を担う者以外の者への権利の設定が地域計画の達成に資すると認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- 2 地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第 19 条第 2 項の規定による促進計画の案の提出により貸付けを行うことを基本とし、貸付先の決定に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - ① 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。
 - ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
 - ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。
 - ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

機構は上記により促進計画を定める場合は、機構ホームページを活用して利害関係人が意見を提出できるよう措置を取った上で、意見聴取を行うものとする。

- 3 機構は、貸付先の妥当性について勘案し、事業の公平・適正化、効率・円滑化に資するよう努めるものとする。
- 4 機構からの貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に配慮して、原則 5 年以上とすることを基本とする。
- 5 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面の交付により説明を行うものとする。

（農業経営の委託を受ける農用地等の基準）

第 7 条 機構は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認めら

れる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。

- 2 機構は、農業経営の受託者（機構から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（機構に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。）と農業経営の委託の協議を行うものとする。
- 3 その他の基準については、第4条に準じるものとする。

（農作業の受委託の方法）

第8条 機構は、農作業の委託を受ける農用地等の基準については各号のとおりとする。

- （1）機構は、地域計画の区域内の農用地等については、目標地図の実現に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。
- （2）事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とすることが適当であることから、機構が受託する農作業については、「特定農作業受託(注)」を原則とする。

(注)「特定農作業受託」とは、受託者が、基幹三作業(水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。)の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと。

- 2 農作業の委託を受け、委託を行う方法（受託者の決定ルール）については、前条（農用地等の貸付けを行う方法）に準じるものとする。
- 3 機構は、農作業の受委託を行う方法としては、委託者、受託者とあらかじめ調整が整ったものを委託の一括方式により行うことを原則とする。

（賃料の水準及び支払の方法）

第9条 機構が借り受けるときの賃料及び貸し付けるときの賃料については、各号のとおりとする。

- （1）機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における基盤整備の状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。
- （2）機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ安定的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことがないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。
- （3）機構が借り受けるとき及び機構が貸し付けるときの賃料の支払の方法については、機構が相手先と協議の上、決定するものとする。

(農地中間管理権の解除)

第 10 条 機構が農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の契約の解除をするものとする。

- (1) 農地中間管理権の取得後、概ね 1 年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- (2) 農用地等の貸付先との契約が解除となった後、概ね 1 年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- (3) 農作業の受託後、又は委託が終了してから次期作の農作業開始までに委託先の見込みがないと認められるとき。
- (4) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(農用地等の利用状況の報告等)

第 11 条 機構は、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等と判断した場合には、貸付先に対し、法第 21 条に規定する農用地等の利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の要否を判断するものとする。

(農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準)

第 12 条 機構が農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施基準は、当該農用地等の所有者が、利用条件の改善について了承した上で機構に 10 年以上の期間で貸し付けており、かつ、次の各号に該当するときに、利用条件の改善を図る業務を行うことができるものとする。

- (1) 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を希望しているとき。
- (2) 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第 13 条 法第 8 条第 2 項第 5 号に規定する農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制として、機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、ホームページ等を通じて周知徹底を図るものとする。

(農地中間管理事業に係る業務委託の基準)

第14条 機構は、農地中間管理事業に係る業務委託の基準を次の各号のとおりとする。

- (1) 機構は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、畦畔・法面の修繕、管理耕作、研修事業の業務、利用条件改善の業務、データ管理等の業務について、必要に応じて市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等に対し、同意を得た上で、業務委託を行うことができる。
- (2) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託しようとする業務を適切かつ確実に実施することができる者であるかどうか、相手方の能力・実績等を確認した上で、判断するものとする。
- (3) 機構は、市町村以外に業務委託を行った場合には、当該委託先と市町村との連携が図られるよう配慮するものとする。

(研修事業)

第15条 機構は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うことができる。

- 2 機構は、研修事業を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得するものとする。
- 3 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね2年以内とする。
- 4 本事業は、新規就農相談センター、農業振興センター、県農業大学校、農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(共有者不明農用地等の対応)

第16条 機構は、市町村から促進計画案の提出又は農業委員会の要請により促進計画を定める場合において、共有者不明農用地等の対応については、各号のとおりとする。

- (1) 機構は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。
- (2) 機構は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第22条の4に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該農用地等促進計画について知事に認可申請を行うものとする。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第 17 条 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報漏えいや賃料の誤収受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。

2 機構は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(その他)

第 18 条 この事業規程に定めるもののほか、機構の業務執行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 2 5 日から施行する。

(経過措置)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条及び第 10 条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画によって、機構が農地中間管理権の設定等を受け、又は賃借権等を行う場合の取扱いについては、令和 5 年 9 月 2 5 日改正前の規程に準じて行うものとする。